

老人医療受給者の高額医療費の支給



平成 14 年 10 月の老人保健制度の改正により、老人医療受給者証をお持ちの人（誕生日が昭和 7 年 9 月 30 日以前の人、または 65 歳以上で一定の障害のある人）は、医療機関を受診されるとき医療費の 1 割を（一定以上の所得者は 2 割）自己負担していただいています。

○自己負担額が高額になった場合

1 ヶ月の医療費の自己負担額が高額になった場合には、下の表の自己負担限度額を超えた額が申請により後日支給されます。

また、同じ世帯に老人医療受給者証を持つ人が複数いる場合は、自己負担限度額を合算し、世帯の自己負担限度額を超えた額が支給されます。

■申請手続きは次のとおりですので、忘れないように申請してください。

▷平成 14 年 10 月以降の受診について、鳥取市で支給予定額を計算し、11 月下旬までに対象者に通知

▷以後の通知は、通常、診療月の 4 ヶ月後

▷申請にあたっては、一定の場合を除き、領収書の添付は不要

▷2 回目以降は、申請書の提出は不要（初回申請のときに指定された銀行口座に振り込み。銀行口座に変更がある場合は、その都度申請が必要）

以上の手続きは、老人医療受給者の人のみが対象であり、誕生日が昭和 7 年 10 月 1 日以降の高齢受給者証をお持ちの人は対象となりません。

	自己負担限度額		食事の標準負担額(1日)
	外来(個人ごと)	世帯および個人の入院	
一定以上の所得がある人	40,200 円	72,300 円 ※① (40,200 円) ※②	780 円
一般	12,000 円	40,200 円	
低所得者※③ 市民税非課税世帯等	II I	24,600 円	650 円 (500 円) ※④
		15,000 円	300 円

※① 医療費が 361,500 円を超えた場合、超えた額の 1% を加算

※② ( ) 内は、過去 12 ヶ月間に 4 回以上高額医療費の支給があった場合、4 回目以降の限度額

※③ 低所得区分

区分 II：世帯主及び世帯員全員が市民税非課税の場合

区分 I：世帯主及び世帯員全員が市民税非課税で、それぞれの所得が一定基準以下の場合

※④ ( ) 内は、過去一年間の入院日数が 90 日を超えた場合、91 日目からの日額

注：低所得区分の適用を受けるためには、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要

■問い合わせ先 保険年金課 (☎ 20-3203)



■法律相談

とき 11月14日(金) 午後1時～4時  
ところ 市役所本庁舎6階第4会議室  
定員 8人(先着順)  
予約受付 11月5日(水) 午前8時30分～  
申し込み先 市民参画課(☎ 20-31558)

■行政相談

とき ▽11月6日(木) / 午後1時30分～4時 ▽11月18日(火) / 午後1時～3時 ▽11月25日(火) / 午後1時30分～4時  
ところ ▽6日 / 市役所1階市民談話室 ▽18日 / さざんか会館 ▽25日 / トスク本店インフォメーションルーム  
問い合わせ先 鳥取行政評価事務所(☎ 24-55541)

■女性なんでも相談

対象 女性  
相談内容 ▽子育てに関することと▽法律に関すること(セク

■無料調停相談

最高裁判所委嘱の民事・家事調停委員が相談に応じます。  
ハラ・離婚など法律的な問題) ▽一般(健康・家族・職場や近所での人間関係など)  
相談日 子育て・一般 / 11月8日(土)、11日(火) 午後1時～3時 ▽法律 / 11月11日(火) 午後1時～4時、11月27日(木) 午前9時～正午  
ところ 輝なんせ鳥取(福祉文化会館内)  
予約受付 10月20日(月) 午前8時30分～(先着順)  
申し込み先 男女共同参画センター(☎ 24-2704)

■暴力団困り事相談

暴力団に関する専門捜査員が相談に応じます。被害に遭っている人、悩んでいる人、秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。  
す。  
相談内容 金銭、土地、建物、夫婦間、遺産分割などのトラブル  
とき 11月19日(水) 午前10時～午後3時  
ところ 鳥取県民文化会館第5・6会議室  
問い合わせ先 鳥取地方・家庭裁判所総務課(☎ 22-2171)

■交通事故相談

とき 10月28日(火) 午前10時～午後3時  
ところ 鳥取商工会議所5階・暴力追放鳥取県民会議(☎ フリーダイヤル 0120-1198930)  
問い合わせ先 鳥取警察署刑事第二課(☎ 21-0110)  
相談日 平日の午前9時から午後5時まで(土・日曜日・祝日は休み)  
ところ 鳥取自動車保険請求相談センター(☎ 24-4233)  
※弁護士による無料相談あり

